

津藩史稿 第十五卷

凡例

翻刻にあたっては、原史料の意味を損なわない程度に、以下のように取り扱っています。

- ・段落はなるべくそのまま再現するようにしましたが、改行位置は必ずしも原史料とは一致していません。
- ・漢字は原則として常用漢字を使用することとし、旧字などの異体字についてもなるべく標準的な字体に改めています。
- ・変体仮名や合字は平仮名に改めましたが、主に引用文中で助詞に用いられている漢字は原文のまま表記しています。
- ・誤字・当て字は原則としてそのままとしています。
- ・書き損じと思われる箇所は■とし、「(ママ)」を付しています。
- ・判読できない文字は□もしくは「」で表記しています。
- ・欄外等に記された補足は文字のサイズを小さくして表記しています。
- ・図については省略しました。

翻刻および注の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。

- ・『藤堂姓諸家等家譜集』林泉／編著 林泉 一九八四
- ・『公室年譜略』上野市古文獻刊行会／編 清文堂出版 二〇〇二
- ・『藤堂高虎家臣辞典 増補』佐伯朗／編 「佐伯朗」 二〇二三
- ・『漢和中辞典』貝塚 茂樹ほか／編 角川書店 一九七八
- ・『字典かな 改訂版』笠間影印叢刊行会／編 笠間書院 一九八五
- ・『くずし字用例辞典』児玉 幸多／編 東京堂出版 一九九三
- ・『日本国語大辞典』小学館国語辞典編集部／編 小学館 二〇〇〇―二〇〇二
- ・『新漢語林』鎌田 正, 米山 寅太郎／著 大修館書店 二〇〇四
- ・『大辞林 第三版』松村 明, 三省堂編修所／編 三省堂 二〇〇六

目次

第七章 第七代高豊

第一節 高豊の事蹟概要

第二節 日光修宮

第三節 天狗騒動

第四節 農村状況の変化

第五節 文芸の発達

第六節 高豊の退隠及卒去

附高豊系譜、墓誌銘、年譜

第八章 第八代高悠

附高悠系譜、

第七章 第七代高豊

高豊は藤堂出雲高武の長子にして、享保二年十月廿八日津城の邸に生る。幼名を万三郎といひ武田氏名は某^{信令院}の出なり。享保十二年三月父高武の没後禄職を襲ぎて出雲と称す。翌十三年十二歳にして高治の後を承けて久居藩主となり、大膳と称し、次ぎて叙爵して、大膳亮と改む。享保二十年高治卒するに及び、入りて津藩第七世の主となり、和泉守と改め従四位下に叙し、元文元年侍従に任ぜらる。三年幕府より大和国内五万石余の郡村管理を

託せられ、是れより後屢同様の命を受く。寛保二年十月関東諸川浚鑿助役を命ぜらる。延享四年桃園天皇即位せられ、其の八月十二日將軍家重慶賀の使を上る。高豊命に膺り黄金百枚、時服十領を賜はりて、副使織田能登守信倉と共に入朝上謁して登極を賀す。天盃を賜はり宝刀を授けられ、少将に推任せらる。次ぎて上皇、皇太后に謁し、上皇より歌帖及精絹を授けられ、皇太后よりは歌卷及糸紬を賜はり、十一月江戸に歸りて將軍に復命す。宝暦十三年二月十日日光山修理の事あり、高豊宮殿の工事助役を命ぜられ、ために四月西

歸を許されず、江戸に留まりて事に任じ、自ら日光に詣りて工を督す。明和元年六月工成り賞を受く。三年病老によりて営中に杖を用ふることを許さる。同六年病に依りて致仕し家を世孫高悠に譲り、津城の東なる別邸呼んで東御に退隠して中務大輔と改称し、又忌避する所ありて諱を高朗と改む。天明五年病みて卒す。寿を得ること六十九歳なり。幕使植村右衛門佐来り吊し賻銀三十枚を賜らる。願王寺に葬り孝讓院殿經山高綸権大僧都と諡し、又牌位を四天王寺に設く。室は安藤対馬守信友の女名は富、高悠を生む、之れより先、高豊

先代高治の子高般を養ひて嗣となし。高悠を
して高般の嗣となさしめしが、高般先づ没せ
しかば高悠乃ち紹封し、高豊は幕府の特命に
より老後尚国事に干与し、大殿と称して士民
の崇服する所と為れり

高豊

養女

従、高治の子、
前に見はる

女

裏夭

女

充夭

高般

高治の男、養はれ
て高豊の嗣と為る

高敦

延享三年七月四日生、宝暦十二年十一月廿九日久
居藩を相続し、明和七年六月入りて宗統を継ぐ

高観

延享三年八月十八日生、
宝暦十一年七月六日卒

女	高悠	男	高興	女	高朶
寛延四年六月八日生高般の嗣となり、高豊の後を承く	早世	宝暦八年六月十三日生、久居藩主高朶の後を承く	三保延享三年十月生。清水谷中将公美に嫁し、公美卒去の後大歸し宝暦四年九月没	貴保早世	延享三年八月十八日生、前記高親と双胎なり。明和七年九月久居藩主高敦の後を承
多知明和元年閏十二月生、天明二年加藤遠江守泰候に嫁し同年没					

第一節 高豊の事蹟概要

高豊紹封の第二年命じて備荒貯蓄の方法を制定せしむ、即ち所謂元文御囲粃是れなり。

蓋し享保凶歉の経験と、儒学者の研究せる支那の備荒制度とにより組立てたる貯穀なるが、毎年の蓄積高は五千俵づゝなりしも、後には増して一万俵づゝとなし、四斗入一俵二付斤量十一貫五百目乃至十二貫目を有する粃を、各村より官庫に納入せしめ、其の管理は六□庄屋年番をして之に任せしめ、毎春種粃として之を農民に貸附して新穀に更新する方法

を執り、一朝饑に際しては之を以て救荒に充つるを目的として、伊勢領内各大庄屋組をして毎組に分ち積立てしめ、其の貯穀の集計を一万三千石と定めたり。こは藩尾まで持続施行して、其の間に多少の変更はありしも、未だ曾て廃止せしことはなかりき。

長良承芳撰文孝讓公墓誌に記して曰く、
『公の姓たるや恭謹上に奉し、仁恕下に臨む。一たび采を奉する者は貴賤となく信服感戴せざるはなし。居恒民の艱苦を矜れみ補助具さに至る。嘗て予遊し封内を経しに、僻壤一邑民途を挟みて拝し、覺へす乗泣する者あり。渥

洽の致す所と謂ふべきかな』と。其の温厚親しみ易く、同情心に富みて、士民の愛慕を得たるを察すべきも、封内巡視の状況に付ては文献の徴すべきものなく、又民の艱苦を矜み補助具さに至りしとの事實に付ては、元文
明和二年城和領村凶歉なりしかは米千俵を給し、之を基礎として貯穀し、以て救荒の資と為さしめたる事の外知るべからず。而も其の貯穀の経理方法に付ては記録の徴すべきものを存せず

覚

一米千俵

右は城和郷中飢饉の節為救米令下行置

候間永々入念取扱可申者也

元文二丁巳年九月 高豊花押

覚

近年御勝手不被為成当前の儀も御差支有
之候得共飢饉の年百姓共御救之儀甚御苦
勞に被為思召候ニ付此段城和郷中へ御判
物の通御下行米被仰付置候御憐愍の程有
難可被奉存候右の思召に候得者役人共重
々入念申談飢饉之節百姓共飢ニ及不申候
様取扱可被申候

右之趣御領下之者共へ可被申渡候也

元文二丁巳年九月十五日

成瀬平馬

一 あにと、おとうと。兄弟。

藤堂孫八郎

藤堂隼人

藤堂玄蕃

高豊は一個人としても孝順にして、生母信
令院を奉養すること甚だ厚く、一昆弟を撫愛し
て友情を尽くせしが、領民の孝貞を奨励し、
孝子節婦に対しては之れを旌賞して、風教の
善導に力を用ひたり。奥田士亨三角が筆に成り
し洞津大孝子伝は、即ち之れを記せしもの
にして、爾後藩は定例として時々孝子節婦及篤
行者の表旌を行ふことゝなれり。高豊又津府

寺町願王寺の鐘を鑄造して鐘樓を建設し、藩祖以下の五輪に屋舎を設けたり。

之れより先き藩士に分掛を課せる期間は、其の家計の緊縮を命すると共に、禄高又は職位に依じて使役すべき人馬数の定制を減じ、音信贈答及饗宴に付ても制限する所あるを常とせしに、士風稍頹廢して往々にして法規を守らず、使役人馬を分外に減少しながら、内密に自個の奉養を厚くし、或は種々の口実を設けて法禁を犯し、或は武備、武具の設備を減して別荘、山莊を購入する者あり。又雜説停止の禁令は予ねてより布かれたるにも拘ら

す、往々にして種々の文書を以てし、若くは張札を貼附する等の手段によりて浮評若くは誹謗を事とする者あり。又社寺の開帳等に托して夜間民衆、雑踏の地に赴くを禁せしに、是亦密に命に乖く者あり。高豊士風の此くの如く日に頹づるゝを憂ひ、寛延二年十一月命じて一々其の事項を指摘して之を戒勅し、以て紀律の振肅と士氣の振作に力めたり。又離婚、養子不縁等を出願する藩士の漸く多く、士家に召仕ふ女奉公人の外泊し、藩士の家来が長屋に婦女を隠匿する等、倫常信義の斃廢に加ふるに風儀壞乱の兆あるを以て、制令を

発して之れを戒め、以て士風の肅正を希図せり。然るに寛延四年米価低落して、藩士の家計窮困するを憂ひ、借資を領内に募り、得たる所の金を以て左の如くに之を救済せり。

寛延四年十二月四日

御上御家中勝手方難儀致すべくと常々御苦勞に思召御すくひの義江戸表にて段々被仰遣御登り被遊候而弥右之儀何卒と思召候へ共分米追延にてはいつ迄も御免と申儀見へ不申又拝借被仰付候ては当分は勝手に宜候而も末々難義此所御察被遊九月已来町郷中他所迄金子被仰付漸此節可

なりに御調被遊候二付少々の義二は候へ
共右之通御下行被仰付候尤も御上二も御
物好等も不被遊朝暮御苦勞二被遊候何れ
も随分万事儉約いたし勝手取続御奉公掛
心候やうにと御意此旨演舌仕候様にと被
仰付候由

小割

知行五十石以上	百石二付	金四両
五十石より三十石迄	//	金三两
四十九俵より廿俵迄	//	金四両
俵米五十俵以上	百俵に付	金四両
十五人扶持以上	十人扶持二付	金二両

十四人扶持より五人扶持迄 十人扶持二付 金一兩二分

金給十五兩以上 十兩二付 金一兩一分

同十四兩より七兩まで 十兩二付 金一兩

斯くて宝暦十二年に至りて從來の分掛を免除し、且爾後七ヶ年を限り藩士一同家禄半減の格式を以て家計を緊縮すへき旨を命じ、此の期間内八百石以内の士は馬匹を畜ふことを免じ、又は馬扶持を給して之を畜はしめ、武具馬具の華美を禁し、騶從の省略、儀礼の節略等に付て指示する所あり。以て家計に便宜を与へ、又自ら鷹を廃して鷹匠、餌差、犬牽等の関係職員を他職に転じ、若くは解傭せし

め
た
り。
。

第二節 日光修宮

高豊は寛保中に関東諸川浚渫助工を命ぜられしが、其の事蹟及此の工事が藩の財政に及ぼせし影響に付ては伝ふる所なし。次いで宝暦十三年二月、日光廟修宮助工を命ぜらる。此の修宮は松平右近将監総奉行を命ぜられ、靈廟、奥院は松平出雲守利興これを担当し、本坊は堀田相模守正順、仮殿は相馬弾正少弼尊胤之を担当す。而して高豊は本殿の大修繕担当を命ぜられしかば、藤堂金七を総奉行に、山中兵助を漆奉行とし、其他吉田惣左衛門、

服部藤左衛門以下多数の係員を任命し、職工役夫数百人を使役して工事に当らしめたり。

高豊は四月西帰の定例期日に至りしも就国の命下らず、五月廿三日日光に赴き親ら指揮し、滞在一ヶ月にして江戸に帰り、爾来滞府して遙に工事を督し、以て翌明和元年六月に至れり。

日光東照宮修営志所見

宝暦十三年二月十日御宮其他修覆仰出され 藤堂和泉守に御手伝を命せらる○二十六日藤堂和泉守家来登晃御手伝拝命之祝儀并二不案内二付指導方社寺方へ依頼

の爲め也○二十二日作事奉行丸毛中務少
輔 目付松平庄九郎 使番内藤主膳 大
工頭福田久左衛門 作事下奉行石川与左
衛門 鈴木市十郎等に修覆御用掛を命ぜ
らる

〔御番所日記〕

三月十六日大工頭并作事方役人登晃○十
七日御殿地小屋場御手伝へ引渡○二十二
日藤堂和泉守より社家神人乙女等に祝儀
の爲め金子を贈る○仮殿地図内々にて引
渡縄張矢来を作る○二十七日仮殿作事方
へ引渡○二十九日藤堂和泉守漆奉行山中
兵助到着

〔御番所日記〕

四月廿九日大棟梁平内仁兵衛神輿舎外廻り見分
〔御番所日記〕

五月一日御勘定奉行一色安芸守に御普請御用を命せらる○二十二日仮殿千木勝男木を上ぐ○二十三日法橋了琢登晃○二十

九日仮殿出来引渡
〔御番所日記〕

六月四日奥院外遷宮○五日御本社外遷宮○十七日御宮作事方へ引渡

〔御番所日記〕

七月十九日拝殿柱彩色着手○二十二日奉行等奥院見分
〔御番地日記〕

九月八日旅所出来見分○二十一日内陣向

彩色着手

〔御番所日記〕

宝曆十四年三月四日御本社御修覆着手

〔御番所日記〕

四月二十二日御本社千木勝男木を上く

〔御番所日記〕

五月二日法橋了琢内陣向修理残らす終了

○三日奉行等内陣向出来栄見分○六日目
付松平縫殿頭 吟味役等出来栄見分○十
四日老中松平武元を日光に遣はす

〔宝曆録〕

○十五日御本社出来二付引渡

〔御番所日記〕

○十七日正遷宮に付名代として高家織田
対馬守を 又若宮名代として畠山飛騨守
を遣はさる「宝暦日記」○十九日藤堂和
泉守並惣奉行松平右兵衛将監^{武元}登晃○二
十二日正遷宮○二十三日奥院正遷座

〔御番所日記〕

六月二日明和と改元○十四日御宮修覆竣
工を賞し松平武元に師光大刀を 松平忠
恒並御手伝藤堂高豊に時服 其他関係者
に賞賜各差あり 「宝暦日記」

明和元年六月十一日、高豊日光修宮の功によ
り時服に三十を賞賜せらる。（同時に馬を賜はりしと
解すへき記録あるも分

明な
らす）此の役五彩燦爛たる日光本殿の修営を負

一 黒みがかつた赤い色のうるし。

担し、一年四ヶ月に渉りて工を施し、金銀漆
一 髹の資料と工作技術の労費とに資財を費す所
拾六万両に上り、之を借資に求めたれば利子
を合して二十四万両に達し、藩の財政は之が
為めに一時に傾きて、經理の困難言ふへから
さるの窮境に陥れりと伝ふ。而も此の工事に
関して藩内の記録の残存するもの殆ど無し、
僅に左の如き記事あるも要領には触れずして、
工事施行の状況を知るに由なし。

宝暦十三年未ノ二月

日光御手伝被仰蒙候御宮之方殿様其外堀

田相模守様相馬弾正様にも被仰付候惣奉
行藤堂金七漆奉行山中兵助其外吉田惣左
衛門服部藤左衛門其外大勢被仰蒙候尤江
戸御普請場廻り物頭大小姓毎日被参候処
浅草見付にて公儀御役人日光へ……此方
廻りひとと口論に及びやかましく成の場
合へ参合候坂井帯刀……支配箕浦五左衛
門留守居板垣三郎左衛門の外歩行目付鉄
砲小頭宮部木工度々公儀へよばれ候右は
四月頃の事に候処様々極月相済帯刀も登
り候尤公儀より一度御免の上追込被仰付
後追込御免帯刀御登由五左衛門は其儘江

不明

不明

戸に相詰候様に被仰付候……

不明

西国より大勢日光御用ニ付三月下る

（清泰院日記渡辺氏第 世
の日乗なり）

……斯くて和泉守高豊朝臣家の諸士を集□

め其の用意を命ぜらる御普請御手伝惣奉

行役家老藤堂金七三千石に仰付られ其外山□

兵助千二百石大目付吉田惣左衛門八百石用人若原一

郎左衛門千石藤堂作兵衛五百石藤堂与吉五百石を

始め各其の役々を承り江戸柳原川岸へ御

普請仮屋を建て諸用日光山へ繰出しの根

汰とす御普請一件公儀惣奉行丸毛中務少

輔殿四家へ対談ありて万事を取行ふ 明

くれば宝暦十四年御普請成就して和泉守

一 箕であおったように、ゆれ動くこと。

殿も日光山へ参向あり、將軍家御名代と

して井伊掃部頭殿御老中松平右近将監殿

松平右京太夫殿各参向ありて一山の貴僧

行法を輝かし御遷宮残る所なく相済みけ

る……

（安濃白水記）

備考

洞津遺聞によれば吉田惣右衛門は御留守居用人として江戸に在りしに、白水記には同人が大横目として在国せしが如くに

記せり白水記の記水は信すべからざる節多しとあり。さもあるべし

六月十八日高豊就国の命を受く。西帰の途

次佐夜より藩船に乗じて桑名に向ふ。暴風俄

に起りて波浪簸蕩し、船殆ど顛覆せんとせし

が、桑名藩の船員之を救ひて難を免ることを

得たり。其の詳況は左記の如し

孝讓院様佐夜御難船は宝曆十三未年八月

明和元年七月の誤りかにて 日光御手伝御用済ませられ

御休息の為め御登りの節也 御供の老臣

は南軒数馬殿一人なり 其年金七殿相詰

なれとも御用掛りにて御跡へ残られしに

や 扨佐夜御乗船天氣穩なりしかば静々

と御船を進め 水主舟唄を揚げ艚拍子を

揃へて半ば御渡海の処俄然として風脚変

はり浪湧き上りしが 段々吹強く風雨烈

しく 程なく桑名へ御着と申程にて流厳

しく 御船くる／＼と舞ひ上りて今や覆

没せんとするを頻りなりければ 水主船
頭身を捨て働くと雖も とても泳へ得べ
くもなかりけり 陸には直渡海の大勢立
ちつ居つ手に汗を握り身を悶へ心を悩し
て魂天外に飛び色を失ひ転動すれども益
なく 只あれよ／＼といふばかりにて更
に其の甲斐なし 御城主よりは助船追々
に乗り出し 御手当の水主共大勢奔鯨白
馬の逆浪を事とせず押切り／＼漕付けれ
共 大船の烈しく回転せる勢なれば中々
寄り付き難く これを避けんとするのみ
にて是とてもせんすへなし 誠に御存亡

危急に逼り如何とも途方を失ひける処に

桑名御船頭の内某なる人抜群の切者に
て腰にさし縄を付け其儘海に飛入り御船
の底を潜りて件の縄を以て御船を纏ひ

段々に大縄に継合せ 縄の端をくわへて

引船に乘移り四十挺立二艘をもやひ陸
を望んで挽かせたれば 御船の水主共も

是に力を得死力を奮ひエイ／＼声を帆に

掲げて難なく岸に漕着ければ 嬉しとも

目出度とも言葉もなかりしとぞ されと

君公には少しも御動じなく御煙草のどや

かにめし 四方山の御咄にて聊御事とも

し給はざりしが 猶仰に御同席西国衆も
多ければ様々の危難ある由 土佐殿など
鳴門の沖などは毎度の難船 ×^(ママ) ×^(ママ) などは
既に ×^(ママ) られしこともありとの噂なり

今此川船にてたに風浪の変斯くの如し

況んや大洋の颶風^一の難義思ふも磯[?]ならめ

との御意なりしと 草深玄仙御前にあり
て承りしとの咄なりけり 数馬殿は御供
船にありしが万一の御事あらんには腹切
つて御供こそと鯉口くつろげ息を詰めて
居られける いつれ各同一致に必死の覚
悟に及びしは実に危き事なりけり 彼の

御船を救ひ奉りし人の作舞古今絶倫なり
とて重く謝し給ひしとや

御上国後船奉行小森少右衛門四百石の処
二百石御取上げ伊賀組付 船大工棟梁鯨
島兵太夫は御暇なり 是は少右衛門御儉
約申立御船を小さく仕立 釘鉄物諸道具
等格別省略しける故御船手薄く逆浪猛風
に不堪 防禦の術尽き既に御大事に及ば
んとして他家の扶助に相成 御無難とは
申しながら御外聞悪しき儀其元不念の由
にて右の通沙汰也 兵太夫は頭の指図に
応したるなれとも 時の不肖是非に及ば

ず 少右衛門とても一個の了簡にて粗末
にせしにはあらず 尤も御勝手方目論よ
り出たれとも主役の落度遁れ難く如此な
りしとそ

右御難船に付桑名へ御着遅く、四日市へ
御着は夜明にも及びし由 猶風雨強く川
々出水殊に町屋川仮橋甚危く 如法暗夜
に灯吹き消して其の難義言語に絶えたり
数馬殿下知にて油樽を求め打割りて炬
に用ひければ 能くとぼり辛うじて御越
ありしが段々御遅滞にて御着も暮に及び
し由 諸事前代未聞の事にて去年日光御

手伝十六万金の御費用利息何かど廿四万
金に及びて御勝手一時に傾きけり 其上
御国には天狗騒動の最中也 兎に角未曾
有の御厄年なりしが 余幼年にて委しく
は聞きも覚えす是のあらまし也

猶暫は御船も通ひしが祐信院様御相続二
度目御参勤明和八卯五月御下りの節より
御省略にて御船送り迎ひ相止み桑名御馳
走船にて相済む様になりたり 御手船廻
ると雖も宮桑名とも御馳走船は御用意あ
ることなり

（阿漕ひばり）

第三節 天狗騒動

高豊が桑名の水難に関連して、迷信多き當時の人心の弱点に乘じ、一時津府の士庶をして怪奇不可思議の恐怖に戦慄せしめたる事件あり。俗に之を天狗騒動と称す。

安濃白水記と題し此の事を記する写本あり。

り。こは大坂の商売が為めにする所ありて何人かに著作せしめたるものにして、藩内の何人かが之を幫助執筆したる形跡あり。故に書中の人名、禄高等に誤記少なく、記事信実なるが如くにも見ゆれど、例に依りて誇張と偽妄と多く、殊に津城の士を押へて上野の士を揚くるに勉めたる痕跡を存せり。白水記の外、阿漕雲雀にも顛末の概要を叙し、其の他にも散見する所あり。一時人心を惑乱せしめたるは事実なり。

事件の要領を略記すれば、宝暦の末の頃、津藩士番頭食禄一千石玉置七左衛門の長子七十四郎後改めて其尾又蘭生とと称せし者あり、遊蕩に

耽りて先祖伝来の鎧をも典売するに至りしが、
作事方手代望月五太夫なるものより、其の頃
の飯綱の法といふを伝授せられ、之れを利用
して金銭を攫得せんと企て、四天王寺なる秋
葉権現に日参して同寺の住職別宗和尚と親し
み、貞享の昔、同寺の所化が誇天妄想狂とな
りて、己れは東関といへる天狗の化身なりと
称せしことありしに因みて、其尾自身は此の
東関天狗の憑依せる霊体なりと説きて別□宗
和尚を欺き、他にも頻りに之を宣伝し、明和
元年藩主が佐夜水難の報の一藩に喧伝するや、
『是れ即ち君侯が悪魔の手に陥らんとせしを、

東関天狗が危機一髪の間救助せしなり。爾

一 「かでん」と読む。誤った言い伝え。

来悪魔は津城を窺ひつゝ、あれは、種々の災禍

は諸方面に続発すべし。之れを免れんと欲せ

は、東関天狗たる四天王寺の秋葉権現に祈願

する外なし』と唱道せり。これを前後して玉

置の家には深夜に家屋震動し、七左衛門が居

室の障子に達磨の巨像突然現出する等の怪異

あり隣家渡辺氏先代の日記に『四年以前より玉置七左衛門屋敷あやしき妖怪有之候処霜月十四日夜居間障子へ達磨の顔あらわれ其後色々不思議

共有之候云々とあり、事実は兎も角、斯かゝる風説の頻りなりしは信実なり。七左衛門以下一族家

隸等皆東関天狗の信者となり、聞き伝へて之

を信する者続出せり。適ま城下市街には此冬

数回の火災ありしより一訛伝百出して、今にも

全市焦土に帰せんかと恐怖し、市民の多くは家財を安全地に移し、防備を厳にして終夜安眠すること能はず。

白水記、阿漕雲雀等に火災の頻々なりしことを記せるも、町年寄の記録に徴すれば、

明和元年十一、十二月の両月中北町二投火、万町に放火、中町に失火とあるのみにて火災の頻々なりといふ程にあらず。

相率ゐて秋葉権現に参詣して冥助を祈りしかは、供物賽銭積みて山の如なりしを、其尾と別宗和尚と之を共分せり。藩庁は城下人心の洶々たるを見て、自から武威の失墜を愧づるも、事の神怪に属するを以て容易に手を降すことを得ず、折しも神符の府内に降ること数度にして、城代の家士治兵衛の家にも降れりとして、伊右衛門は他の家士を遣して代拝せし

一 「きようきよう」と読む。どよめきさわぐさま。おそれおのくさま。

めたりと伝へ、藩士の東関天狗を信するもの
益多し。藤堂作兵衛剛勇にして車牛の綽名あ
り、独り之を信せず、一夜玉置の邸内に潜入
して、秘密を偵察せんとせしも得る所なし。
城代は七左衛門及別宗和尚を召喚して尋問す
る所ありしも亦得る所なく、屢人を遣して怪
異の原因を探究せしめしも、遂に之を知るこ
と能はず。斯くて挙城懷疑不安の裏に其の年
も暮れて明くれば明和二年の正月となれり。
之より先き元年十一月六日、藩主高豊、藩士
の窮困者を救済するに『賄』を以てせんこと
を発令す『賄』とは藩士の俸禄を勘定方に保

管し、生活に必須なる最低限度の費用を給与し、其他は之を債務の支払に充て、勘定方の手より直に債権者に年賦償還する方法にして、其の(ママ)■期間内は藩士に極度の節約を命じ、格式を降し、社交儀礼を簡省するを許すの規定なり。其の生活必須品の給与は現品を以てするの制なりしが故に、『御賄』の名を生ぜしが、其の究屈不便なること勿論なれば、往々にして不平を訴ふるものあり。其尾乃ち東関天狗の神勅に擬し、『速に此の仕法を撤廃せずんば、藩主の一身に危難あるべし』との意を述べたる文書を作りて、密にこれを秋

一 「きくじん」と読む。罪人を取り調べ
る。

葉権現の社壇に置きたりしに、別宗和尚之を
見て大に驚き、直に取りて藩主に呈覽せり。
其尾の謀図は之を端緒として遂に露はれ、正
月廿五日父子共に拘囚せられ、^一鞠訊数回にし
て其尾遂に首白し、三月十一日に至りて左の
処方を受けたり

一

玉置其尾

其方儀私欲に身を傾け謀計を企て主を蔑
にし邪法を以て国家を騒動し諸民を悩ま
し神教と偽り主命を軽んし政道を破り一
巻を作り事甚敷重罪言語同断不屈至極也
依之下民となし入牢申附る者也

其尾の父七左衛門は情を知らずして、東関天
狗に心酔せしに過ぎず。其の不明を責めて、
禄を褫ひて藤堂玄蕃に預け、別宗和尚は桑門
の徒なれば特に寛典を以て隠居逼塞、七左衛
門の子 ■ (ママ) 及家従等も亦塾居或は追放を命ぜ
られ、関係者の処分尽く定まる。後ち七左衛
門は自ら愧ぢて絶食瞑目せしが、其尾は獄裏
に生命を繋ぎ、天明の頃縦されて出獄し、廿
余年を経て病死せりと云ふ。此の事件は要す
るに遊蕩青年の詐訛に過ぎざるも、一時士民
を惑乱せしめたること甚大にして、事件収結
後も尚雑説百出し、容易に人心の鎮静を見る

に至らざりしと云ふ。

第四節 農村状況の変化

享保時代より世相漸く変遷し、農民の生活欲望は頻りに上進したれとも生産は之れに伴ふこと能はずして、農村経済の基礎は漸く動揺せんとするの兆候を示せしが、降りて宝暦の頃よりは一層此の傾向を強めて、農業経済は益不安となり、領国の経営は随うて愈困難を層加するに至れり。其の状況を直写せるものに左の文書ありこは伊勢領内一部に付ての観察を記せるものなれど、伊賀及城和領内とても亦蓋し同様なりしを類推すべし。本文書

は郡奉行手代外山方道が、上司の参考に供すべく提出せしものにして、寛政四年の作製と推定せらる。故に文中に五十年前とあるは延享元年に相当し、其の前後数十年間に於ける農村生活状況の変遷を実写せること極めて明白なり。

御領下の模様四五十年以来種々

相替り候事共左に記

………

一先五十前以前迄は津より上在に白壁の蔵と申すもの漸く五七ヶ所ならでは無之俎又百姓家は清水村惣兵衛より外三里四方

に無之且又在々寺堂或は辻堂惣瓦と申す
は甚稀にして無之先最上と申すが萱葺箱
棟之四方庇と申迄にて次は多く藁葺に有
之依之内造作仏間仏具一切尽く右に準じ
華美の物好き勿論無之依りて百姓家も同
じく末々は多く堀建家にて悉筵のみに有
之畳は稀にして無之これにて大抵大作致
し済み来り其砌の白仏檀と申すは名古屋
細具にて纔に一分より三分位迄にて済ま
し来り一切右に準じて衣類身の廻り婦人
の道具家居家事の道具義理悦儀に至る迄
諸事万端何角質素なる事にて済み来り何

不自由も覚えす事足り依之御国も賑はし
く豊饒に有之候へ共正路にして農業も励
み作事こやし等も手行いたし依りて満作
も出来候事

一四五十年前の頃迄は在々に於て酒造も所
々に有之然る処右の酒は並酒八分通中白
二分造り是にて一切済来候事又直段合も
一升二付五十文位儲又其砌在々にて茶碗
と申候は腰巻の天目より外は遣ひ不申是
にて済来り候事且又流行風はやりかぜなと流行いた
し候へは家別に黒米黒豆陳皮生姜を煎じ
人々これを用ひ中々服薬杯と申す容体更

に無く末々の者女奉公人のたくひは灯し
油を附水として悉く髪を結ひ候事よつて

鬢水入と申 (ママ) 物の有之猶其砌下に於て

傘所持致すもの無之悉く竹の子の法性寺
笠と申候て至つて大なる笠を被むり雨を
凌き候事在々に雪踏勿論無之先右等に類
したる事中々挙げて数ふべからず又古来
は格別先大抵五十年前迄は総体古風の
姿も有之一切右に準じ質素なる事にて家
事万端費用の失墜無之只一統人多に有之
牛馬杯も多分飼置き大作をいたし田畑の
地味も自から厚く肥え有之端々迄も一切

万穀の物上り自然に取増御国も豊饒に有
之在々も富家の百姓も数多有之御国も手
厚き儀に有之強而困窮も無之至而の難渋
村も少く馴合金銀の×^(ママ)通に格別の労費
もなく済来り候事

一右は四五十年以前迄の古の風俗にて民家
の模様驕奢人氣の容体右之通の儀にて諸
事質素なる事にて何不自由ともなく人氣
陽達に有之候事然る処四五十年以来驕奢
滅ツ切り増長依之人氣次第に高上になり
際限なき世風の奢りに乗じ依て古風を失
ひ自然と花美に近づき末々奉公人迄も物

好となり我か分限を取忘れ恐れ憚る事も
なく斯く一統の奢となり行き候より大切
なる万穀の産出は次第に減じこれを寄々
費しては際限無之依而御国一統の困窮と
相成候事

一先在々家居門長屋雪隠など総瓦と申事も
古来稀にして纔三四十年来数多出来候
事其外四方庇箱棟等は多分の義且又何れ
の村里も蔵など数多出来尤も火用心二付
土蔵迄にて事足り可申当時白壁に油石灰
蔵迄は数多く出来候事かゝる時節には花
美物好に可有之哉依之内造作建具諸道具

に至るまでも家屋に準じ諸事万端其の費用中々小事の違ひにて無之よりて銘々白仏檀并金具金物三ツ具足物好の彫物惣箔檀打敷に至る迄其の結構さは是れ古来無之事以前には二三分にて済来り候事も只今にては金二十両も三十両も入り京都に於て是を買調ると申事に付御国の金銀散財有之事挙げて難積事

一 於在々祝儀不祝儀音物或は祭礼厄悦等に酒盛をいたし候以前は並酒にて一切済来り候事もいつしか並酒は絶々にて當時は河岸酒を揚げ商ひ候事先つ値段の違ひも

三層倍の直違ひ此の費はいか計りの事に
可有之惣体振舞仏事等にも煎酒などを出
し硯蓋などを組み候やうの容体に成行候
事共是古来且以無之事依之又諸道具の貯
へも以前の腰巻天目筑前焼の茶碗となり
元結が板子の切れとなり大長が金銀にな
り筵が畳となり家来が主人の形となり上
下の分が隔りもなく只見る真似に華美を
見習ひ野も山も一杯の奢りとなり五両の
金を以て十両借り是を以て普請をいたす
を是とし名聞に金銀を費す事多かるべし
よりて国奢る時は万穀を費すこと異なる

義に可有之

一四五十年以来御領下すべての寺々堂塔辻
堂自菴に至る迄悉く建替候事は勿論當時
は総而本堂造或は小棟造となり依之内造
作一切右に準し内陣は金柱欄間彫物千本
障子金具金物三ツ貝足其外花美の物好拳
てかそへ難く……然る処右等の木材代呂
物并建具金物栄耀の道具其外器物石瓦且
又絹布呉服の類紙筆墨蠟燭右に類したる
品拳げてかそへ難く皆悉く他所他国の産
物にて当地の産物曾て無之右之外味噌酒
酢溜に至る迄都而入津の代呂物左候へは

一切悉買調る……先酒一条にて大抵明白
可仕事御国に酒造ありながら他所酒を入
れ御国を養ふと申事よつて御国の金銀散
財有之所十ヶ年ニは二十五六万の散財金
可有之候……

之より先、享保二十年二月代官奥田清十郎の
記せる『百姓困窮之記』に、領民の困窮は苛
税の致す所にあらずして、領民が質素の古風
を失ひ、其身の分を忘れて奢侈に流れ、知ら
ず識らず生活費を増したるが故なりとあり。
享保時代に於て既に然りし程の事なれば、其
の以後の風潮は前記の如く、衣食住ともに逐

年昂上し来りしこと勿論なり。さればとて農村の住民が各階級を通じて尽く然りしとはあらず。所謂五反百姓及水呑百姓の日常生活に至りては、極めて粗悪にして悲惨の境遇を脱すること能はすして、上流富農との懸隔は益甚だしかりき。其の下層民の状況を見るへきものに左の記事あり。

百姓食物の事

年中麦米食物に仕候者は無足人庄屋類一村に一兩人平し可有之候百姓と申は年中麦ばかり喰申候者大郷にても無御座候何も粗食にて右のゆり団子の類に御座候

麦夏は一日に一度ヅゝ麦飯たべ其外は粉
米杯一人前に一合ばかり宛の積りに入れ
ゆりこ団子芋大根茄子小角豆小麦団子唐
黍或は小麦の糟の引割の類種々給へ暮し
申候

秋冬は別て骨折候ニ付上納に成不申悪米
等の飯一度宛其他はゆり粉団子芋大根菜
菜又は荒和布の類たべ暮し申候凶年は右
の食物無之に付蕨狗脊茨の根虎杖柿の葉
笹の実だんきようば田螺粉ぬか入惣而木
の葉草の葉給べ申候

右の類の物は持参成不申候ニ付兼而心が

け米をのけ置御家中町方へ薪等つけ参り

申候時弁当に仕候

（農民困窮聞合）

斯くの如く農村内の貧富は次第に懸隔し、質流れによりて耕地は漸次富民に兼并せられ、地主と小作、富農との対立と成り行きたるが、宝暦の末よりは農業経済の採算不能のものとなりたるもの多く、其の結果は荒地、中地等の廃耕地面積を増加し、土地の価格低落し、農戸数、従業員数を減し、飼養牛馬の頭数も亦激減して、農村は一般に疲弊の状態に陥れり、

一宝暦の末より次第に御領下百姓の株絶人

数牛馬の減夥敷義二相及依之荒地と成り
中地等も多分に相成依りて百姓と田畠と
の釣合廉直不致御国産業の減万穀の取劣
等は難計積御国万穀に拘はる事

（前記外山方道意見書の一節）

斯く成り行きたる原因は、生活費の膨張も亦
与りて力ありとはいへ、其の主たる因由は、
肥料たる干鰯及油糟の享保以前に比して数倍
に騰貴し、男女奉公人の給金及農具等も随う
て騰貴し、加ふるに国割助郷馬に関する耕地賦課金、藩主
伊賀往来の際に要する人馬価金をの増加せるが上に、金利も亦騰貴
耕地に賦課徴収する
農民負担金等を称すし、而して米穀の価格は却て比較的低廉なり

一 土地が荒れはてて雑草の生いしげること。

しに在りて存せり。地租率は決して苛重なりしにあらざるも、課税標準たる平高が、査定後多年を経たるがために、地味に異動を生じ、若くは実際の面積に適合せずして、農産実収との権衡を失し、殊に年々検見の労費を省か
んがために、請免と称する或期間内固定せる租率を以て徴収することゝなりしより、地方によりて甚だしき重税となり、農業を不利に陥れ、此れが為め水旱、猪害多き最も不利の地は農民自ら放棄して荒蕪一に歸せしめ、而も藩法は廢耕を禁するが故に、表面は作付せるものとして、仍ほ其の租税を負担し、又地主

の沽却したるものは中地と称して、作付の有無に拘らず一村共同して其の租税を負担せざるへからず。此等の内情は尽く農村の経済を不利に導き、地方によりては、土地は全く無価値として取扱はるゝに至れり。藩は享保七年中地定法を制定し、延享四年田地売買に関する奸手段を禁し、同五年投地の事に付て規定する所あり。宝暦十三年十二月発令して農村に於て窃に商業を営むを嚴禁し、半商半農、若くは作付地の過少なる者を取締りて、農業を盛ならしむべく村吏を督励し、其他種々の方法を講じて農業の復興を図りしが、遂に大

なる効果を奏せずして、農村は漸衰の歩調を
取りて進む外なきに至れり。

第五節 文芸の発達

高豊、先代高治の侍臣たりし久世氏善を信任し、元文三年儒員に任用して其の禄を増賜す。氏美は石河咸倫に就きて陽明学を修め、又佐善雪溪に師事して材幹あり。傍ら和歌、俳句及狂歌に巧みなりしが、宝暦三年城和奉行を命せられ、これより後は津城に在らず。咸倫の養嗣定源は、家学を承けて正徳以来儒員の職に在りしが、寛保四年高豊命じて世子高般の伝たらしめ、宝暦三年更に命じて高敦、高観、高朶に伝たらしむ。定源余暇を以て子

弟を教導し、又中江藤樹の著書を校訂し、学識尤も深く、陽明派の学灯頗る藩内に輝きしも、文芸詞藻は一も伝ふる所なし。奥田士亨は高豊の時に至りて漸く地歩を占め、元文三年に五人扶持を加賜せられ、宝暦四年命に依りて明史二百卷を校し、同十三年長兄士礪の禄を襲ぎ、更に二十石を加賜せられて百五十石となる。其の高豊に於ける親信甚だ深く、先生と称して敬重せらる。余力を以て子弟を教導し、其の一生を通じて門人八百余人に上り、古義の学、藩内に普及す。加ふるに能文、能詩にして又能書なりしかは、其の風門人に

及びて想華文藻の途に親しむ者多く、後代に
絢爛の美を致すの端を啓けり。谷川士清は城
西八町の医師なりしが、享保十七年玉木正英
より神道免許状を受け、後又歌道を有栖川宮
に受け、神道、古典及国文学に精通す。宝暦
十一年高豊士清を召して十五人扶持を給し、
之れより屢延見し、又其の宅を往訪せしこと
あり。藩士七里政要、長田惟律、服部保佑等
就きて学び、歌道も亦随うて起る。

高豊才芸多し。最も俳諧に巧に、又書字を
善くして運筆甚だ自在なり。其の俳句に付て
阿漕雲雀に記して云ふ。

孝讓院様御発句は上の風といへとも通例及
ひ難き御秀吟とも世に伝ふ 笠置御登山の
時

なまくさし岩間／＼のしひとはな

又水仙の御名句

水仙や素顔素足で×××××××
(マ マ)

又或人竹の絵に御賛を乞ひしに

鶯やこの二三日此のところ

これは正風素因なりと御意ありしなり御

隠居あるへき年の暮に

幾とせか馬鹿をつくしの師走山

御脇

御長閑はしめ千代も長のし

可亭（吉田総
左衛門）

御致仕の後所々御間行なりしに刑部村福
藏寺に入らせられしに長老御迎に出けれ
ば

一喝とともに打ちワる氷哉

長老深く感じて頓て其師経山に告げしに
和尚頭をふりて中々第二義也ともに碎る
といはすやといひし也

師走の末頃にふと出雲殿玄関まで御入り
ありて旦那に御意得たしと御意なりけれ
は綏翁殿驚きありて出られければ

掛乞うて留守といはさぬ年の暮

凡そ此等の御作皆活澆自在求めて入り難
き所なり 又俳諧御卷を浪花の半時菴談
々に点を取らせ給ふに

杜子美人か詩にも漏れし海棠

公御自讃の御句なりしに但一首ありとい
ひこしければ急き諸儒に命じて御穿鑿あ
りしに三宅理平治より一首ありとて奉り
たり淡々しれものなりと感じさせ給ひけ
り

高豊の俳句に巧なること此くの如し。其句集
を『伊勢の春』と題して二巻あり。『猶ひろ
く賜る鶴や伊勢の春』の句に取り集に名づけ、

天明五年十二月、藩士白井有胤これを筆写せりと云ふ。又孝讓院日記五卷ありて。元文二年よりの日常行事を記し、多く俳句を挿入すと云ふ。藩士の俳句を善くする者に茨木重光あり。重光通称彦右衛門、延享元年禄を襲ぎ、天明三年致仕し、同六年没す。俳号を素因といひ、又柳蔭、長松下、耳社翁等の号あり。最も俳諧を嗜み広く俳友に交り、俳社を起して後進を指導す。漢書を好まずと雖も、深く和文を研究し、古代文及文法に精通す。俳句に於ては前後を通じて藩内無双の妙子にして、正風の骨髓を伝ふ。其の体静寂を旨として技

巧を重んぜざるが故に、稍里耳一に適せすと雖

一 俗人の耳。

も、超逸淡雅の清趣に於ては独歩と称せられ、

二 すぐれてかしこい。

俳壇の中心として其の風藩内に及ぼせり。此

外藩士に久世一簣美氏 吉田可亭総左衛門等俳人多く、

天明、安永以降に至りて更に大に興隆せり。

又民間には菊地晴隆ありて二日坊と号し、盧

元坊に学びて奇警二の句風を樹立せり。『阿漕

雲雀に抛れば、其の句は人意に合ふと雖も卑

しきに失するもの多しといふ。素因の幽絶と

は撰を異にするも、門下に坐秋、林下、茶亭、

応窟、蘿道、槿馬等多くの俳人を出して、平

民階級に其の俳風を普及せしめたり。其の没

年は素因の死に先たつ十余年、安永四年にあり。

高豊又和歌を善くし、時に戯れて狂歌を作り、警句の人頤を解くものあり。生母信令院和歌を善くし、久世氏善の妻も亦之に巧みなり。此外士庶に歌人少からざりしが、其の最盛期に入りしは天明以後にして、高豊の時代にありては未だ俳句の盛なるには匹敵し得ざりき。

第六節 高豊の退隠及卒去

明和六年高豊齡五十三歳に達して漸く世事に倦みしかば、多病の故を以て致仕を請ふ。

二月九日幕許あり。時に世子高敏既に亡し、高豊の第四子高悠其の養嗣たりしかば、世孫の故を以て相続を許さる。高豊は城東の館舎に移りて隠棲し、幕府の特命に依りて高悠を輔翼す。退隠に際して藩士に訓告し曰く。

皆々先達而承知の通病身無是非致仕を願ひ候処父子共不存寄莫大の御懇命別而西国御用筋襲封の始に命を蒙り候事先踪も

無之難有御事に候高豊へも老病加養家督
へ心を添候様との御事実に望外且不肖に
て重き上意黙止候事かと甚恐入候右に付
高悠へ申談候は心を添候様にとの儀無限
事に而当惑せしめ候へ共畢竟武を習ひ文
を学ひ候世話より外に無之兼々示し候如
く右両条必々懈るまじく候已に武家諸法
度にも第一仰出され当家遺訓も同意士た
るものの職分是をさへ好く勤め行はれ候
へは御奉公も我等への孝行も皆々相済み
候西国御用の厳命も格別に有之候へは別
而以後油断せさる事に候旨令教諭候事に

候各もこれをよく存し百姓は鋤鋤商人は
秤目に夜を日に次ぎて暮し候如く文に武
に少しのいとまもなき様に有之度候言ふ
に及ばざる事古き事などと打捨心向上に
成り候より奢も生じ淫行極りなく相成事
に候可也にも勤め行ひ候へば此二条にて
中々寸隙もある筈は無之候又是をのみ業
とすれば兼々申聞候節儉も自然に立ち可
申候隠居不相応ながら右黙止難く台命故
如斯申聞候間いづれも代々不相変忠節を
尽し高悠へ仕へ可申候是迄世上並には或
は廃せざる様に相見へ頼敷候へ共次第に

弊風情弱に可相移哉と氣遣に存候間申合

唯々文武相励可申候也

附江府に於ては武家の作法と申事古老
に問ひ人々穿鑿いたし令覺悟候事尤差
当る奉公不可過之候事

後ち僅に一年にして高悠卒去し、高嶷繼紹す。

高豊は為めに心を国事に用ふること尠からさりしが、傍ら風流を娛み、俳諧を弄び、時に温泉に浴し、又時に城府内外に游覧して悠然として閑を楽しむ。天明二年正月、先代高次の踪に倣ひ、軍用金蓄積のことを決行して高嶷に托し、永世の則と為さしむ。其の次第及

方法は左の如し。

殿様へ被進候御直書之写

年々隱栖之入用厚手宛給候故余金若莫
に相成全孝志之所至満足無此上候依之
内々大通侯尊慮をも奉慕軍用に備置度
心懸候様杉立内多服部等へ属置候委は
右之者共可申上候乍去過分之存立成功
は存命も難計候間貴殿志をつぎ給無碍
成就候様老共其外懸者面々へ厚申属給
候は、老後本懷可無此上候呉々不輕心
得可給也

壬寅春

少将

伊賀侍從殿

殿様より右之御請

尊書拝読候扱年々御館中之御費用被為
省御余金若干相積候故被為慕大通公尊
慮軍用に被為備置度委細杉立内多服部
等へ被命候由武左衛門御旨之趣申達曲
に奉得其意先以恭感之至筆紙に難申上
尽奉存候尤成功之所は小子奉紹尊慮成
就仕候様老共其外へも厚可申属旨奉畏
候即老共其外面々へも申達候処一同奉
畏候旨申候呉々も不輕心懸候様御書中
之趣委曲奉畏入候乍憚実不凡之尊慮永

々不朽之御義と恭感不過之奉存候武左
衛門舌頭に申上候得共右御請申上度以
禿筆如此御座候頓首百拝

壬寅春

藤堂和泉守

判

東館左右

軍用金仕法

一金千両

右者兼々御心当に被成御積置候付御高
に凡割合を以て

伊勢十二万石

金四百六十両

伊賀十万石

金三百八十五両

城和四万石

金百十五両

右之通相渡申候間右之金子郷中切印金之内へ御手廻し被成候而元金三万両に満候ハ、利足元入に致し候事相止メ年々利足計武具蔵へ相納可被成御積事

但右は大殿様御大望に候得者御殿中常々御儉約被遊御余金年々不依多少元金へ御加入被成候思召に御座候事

一右武具蔵へ相納候御達は仁右衛門殿采女殿御衆加判奉行中へ御預ケ被成候如如様の急務たりとも立用等仕候義堅無之様重々被為入御念被仰出候乍併経数

年二三十万両にも及候は、凡御手当に
も可相成候得ハ其上は利足の内に而御
家中以下御領下御救筋に遣候儀は是又
格別之事に候へハ仁右衛門殿采女殿誠
精御評議の上御伺被成候而如何様共可
被成進退候右御入用も無之年ハ猶御積
置可被成候右之趣後に為心得申演候様
大殿様被仰付候以上

天明五年春高豊病む。土庶の御厨観音に祈誓
する者多かりしが。四月十日病革りて遂に卒
す。遺命して藩祖に仕へたるものの後系の_{本系の断}

絶せしものは其の分系

及其の子弟の高次高久の命に依り分家

せし者の後継者並に高次が尚世子たる當時に
聘用したる者の後系者は、毎年十月五日に、
高豊が引退後左右に仕へし者の子孫は、毎年
四月七日に、寒松院に於て非時を賜はしむ。
こは高豊の卒後実行せられて永代の常例とな
れり。

御家中の内

一高山様御代被召出候家は勿論其後本家
断絶の分家の者

一右御代被召出候者の子孫部屋住の内御
二代目御三代目等に被召出御扶持切米
被下別家に相成候者右本家当時断絶い

たし分知も無之候へバ右別家の者

一右御代被召出候家一旦断絶其後筋目の
者右由緒を以被召出絶家の名跡相続い
たし候者の家

一右御代被召出候本家久居附に有之候者
は分家の者

一大通院様御部屋住の内被召出候者の家
□右家柄の面々御家久敷旧切も被思召候
二付当巳十月五日より永代子々孫々於津
寒松院毎年十月五日御非時被下候尤定府
并八州城和京大坂二罷在候者も御用二付
津表へ参合候は、右同断被下候右は孝讓

院様依御遺命右之通被仰出候

一右御代已後被召出候家にても其時に当
り御用人已上の役人へは格別に右同断被
下候

一此度右頂戴被仰付候御礼月番老宅へ小
役人は支配人へ相勤可被申候

一頂戴相済候御礼毎年右同断相務可被申
候

一幼少の家督御寺拝礼二不罷出向候は、
追而及年齢拝礼に罷出候節より頂戴に
罷出可被申候

一御非時被下候刻限之義は普請奉行へ承

合可被申候

一頂戴の節麻上下着用可有之候

一病氣差合等にて不参の面々は其段寒松

院へ可被申入候

一支配有之面々は右御書付の趣其頭々よ

り可被示候

右之趣可被心得候爾今年々は不被仰出候

事

備考

巳年とは天明五年なり即ち高豊
卒去の年より始まりしものなり

御書付写

一孝讓院様御隠居以後御附相勤候者子々

孫々まで永代於津寒松院小役人迄御非

時被下候尤来午四月七日より毎年御征
月に被下候右孝讓院様御遺命被仰付候
一御附相勤不申候家にても其時に当り御
用人以上の役人へは格別ニ右同断被下
候

一出雲数馬所左衛門右三家格別御由緒も
有之に付右同断被下候

一在江戸又は伊州城和京大坂等に罷在候
者共は御用ニ付津表へ参合候ハ、右同
断被下候

一家督幼少にて御寺拝礼不罷出候者は追
而及年齢拝礼罷出候節より右同断被下

候

一 孝讓院様へ相勤当時隠居いたし候者存
命の内は隠居罷出可申候果候ハ、家督
の者罷出可申候

一 父子相勤候者は父子共罷出可申候

一 此度右頂戴被仰付候御礼月番老宅小役
人は支配頭へ相務可被申候

一 頂戴相済候御礼毎年右同断相勤可被申
候

一 御非時被下候刻限等の儀ハ普請奉行へ
承合可被申候

一 頂戴の節麻上下着用可有之候

一病氣差合等にて不参の面々は其段寒松
院へ可被申入候

一支配有之面々は右御書付の趣其頭々よ
り可被示達候

右之趣可被相心得候爾今年々不被仰出候
事

備考

来る午とあるは
天明六年なり

寛政二年提出
高豊系譜

七代目

藤堂和泉守高豊

初出雲、本家相続之節

一 享保十三戊申年六月十九日十六歳二而分家
相続被仰付同廿日大膳と更名仕候

一 同年十二月廿一日叙爵被仰付大膳亮と更名
仕候

一 享保二十乙卯年九月廿一日高治奉願候通養
子に被仰付遺領無相違拝領仕候 即日和泉
守と更名願之通被仰付候同年十月朔日相続
之御礼申上候節不相替蒙御懇之上意如先格

家来七人御目見被仰付候右之節一人者当病
二付罷出不申候上意之御書付

先祖御奉公之筋目被思召之条弥存入可相

勤旨上意候

一享保二十乙卯年十二月十六日被叙四品候

一元文元丙辰年十二月十六日被任侍従候

一寛保二壬戌年十月六日関東筋川々御普請御

手伝相勤候付御目見仕蒙上意御時服三十拝

領仕候右御手伝相勤候書上之家来十三人之

者共於御城御時服拝領仕候

一延享四丁卯年四月七日当冬御即位二付京都

へ御使者被仰付同年八月十二日右御用於御

前被仰付蒙上意品々拝領仕候於京都参内之
節拝天顔天盃頂戴且推任少将御太刀拝領仕
候 仙洞御所へも院参仕御目見御盃頂戴并
拝領物仕候 大宮御所へも参上拝領物仕候
京都相濟歸府之上十一月朔日登城仕勅答之
趣申上候其節蒙上意候推任少将之儀は可被
任叡意之旨御老中被仰達候

一宝曆十三癸未年二月十日日光山東照宮御宮
御修覆御手伝被仰付候同年五月廿三日外遷
宮二付登山之御暇被下御羽織五拝領仕候

但今日御序無之二付出御不被遊候段御老
中御達有之

翌年五月朔日正遷宮二付登山之御暇被下御
目見蒙御懇之上意候同六月十一日御手伝相
勤候付御目見蒙御懇之上意御時服三十拝領
仕候同月廿五日右御手伝相勤候書上之家来
十三人之者共於御城御時服白銀拝領仕候

一明和六己丑年二月九日高豊病身罷在候付願
之通隱居家督高悠へ無相違被仰付候同年三
月五日中務大輔と更名願之通被仰付候

一天明五乙巳年四月十日湯治御暇中七十三歳
二而於国許病死仕候

一同年四月廿一日為上使以植村右衛門佐御香
奠白銀三十枚拝領仕候

〔備考〕高豊の出生は享保二丁酉年十月廿
八日なるを公辺へは正徳三癸巳年生と届
出たり、故に本系譜所見の年齢は皆事実
よりも四年多し

孝讓公墓誌銘

惟藤堂氏之先出於崇峻帝子中原親王中世貴于
江州稱今氏又有故稱藤原氏國初我高山公以鴻
烈偉勲大胙茅土居於勢州安濃津城爵從四位下
官左近衛權少將為藩太祖七世孫為孝讓公公諱
高朗初名高豐號雅堂又号布山幼字万三郎更稱
出雲考支族覺雲君妣武田氏享保戊申嗣支封叙
從五位下大膳亮同乙卯襲封於本藩叙從四位下
和泉守明年任侍從寬保壬戌武總野三州有水官
命十侯伯理之公与焉延享丁卯陞于左近衛權少
將賞為賀登極使也宝曆癸未奉教修營日光山東
照宮明和己丑告老遷中務大輔養痾於津城夫人

安藤氏嚴城侯女生一男一女而薨養長空公少子
本寂公為世子公之嫡子到岸公為世孫無幾本寂
公薨而到岸公嗣女黛月夫人適姫路侯共薨長空
公女嶺松夫人為公所養適勝山侯庶出男四人女
五人長今公次久居老侯也余薨公之為性也恭謹
奉上仁恕臨下一奉采者無貴賤莫不信服感戴焉
居恒矜民之難苦補助具至嘗予遊經封內僻壤邑
民挾途而拜有不覺垂泣者可謂渥洽之所致夫事
太夫人孝養尽礼及宮兔裘室相依附諸季弟四人
並為太夫撫恩甚優每候于太夫人相令一堂上如
家人之礼也欣々如愉々如若夫同異姓太夫執事
而見則必不少假襲封之初首訪民事令有司貯粟

万三千以備荒歲老後尚衝教命謁心於邦国尤重
祀典勅令願王長樂二刹更番每三年一大祭今茲
天明乙巳四月七日薨距生享保丁酉享年六十九
粵五月八日葬城東願王寺一品東叡山法王因例
諡焉今之所題也疾病今公在東都清官星夜還藩
不及竣事後以在日臣承芳特蒙眷注命係碑銘臣
恐惶奉命銘曰

佳城崔嶷	惟海元涖	孝祀苾芬	惟德之比
何以侑之	洋洋頌声	望風向化	曷独臣民
公之在朝	群后領袖	神之在天	百世開右
令終有俶	申以孫謀	瞻仰遼遠	遺愛弗休

記室兼医学教授臣長良承芳謹撰

騎士將

臣

高珏謹書

						天皇 桜町	中御門 天皇	天皇	高豊年譜
二	寛保	五	四	三	二	天文	享保 二〇	年号	
							吉宗	将軍	
五月東觀。七月浅草防火使を命ぜらる。十月関東諸川を浚ふ	四月西帰。幕府大和国三万七千石余を託す	四月東觀	四月西帰	三月幕府大和国五万石余を託す。四月東勤	四月日光に詣つ五月帰藩	十二月任侍従	八月紹封。十二月狛儀進奉		

							天皇 桃園		
二	宝曆	三	二	寛延	四	三	二	延享	三
四月東觀。 六月幕府又大和国五百石の地を託す	四月西帰。 六月使を遣し將軍の起居を俟す。前將軍の喪を吊ふ。	四月東觀	四月西帰	九月東觀	八月幕府の使となり入朝上謁して登極を賀し奉る。十一月江戸に帰り十二月西帰。 天皇上皇及皇太后より物を賜ふ。左近衛権少将に任ぜらる	四月東觀。 十月改めて封冊を受く	四月西帰。 九月將軍の襲職を賀し盟狀を納る	五月幕府大和二万四千五百石余を託す。七月東觀	四月西帰

三	四	五	六	七	八	九	一〇	二	三
							家治		
四月西帰	四月東観	四月西帰	五月東観	四月西帰る。九月幕府又大和国千石余の地を託す。	七月東観。十二月浅草防火使を命ぜらる	四月西帰。柳原邸焼く	六月東観柳原邸成り入りて居る。七月盟状を納る九月登城称賀	四月西帰。六月前將軍の喪を吊す。十一月改めて封冊を受く	閏四月東観。七月使を京都に遣して大喪を吊ふ

									御桜町 天皇
安永	八	七	六	五	四	三	二	明和	一三
		正月高悠禁裡御手伝普請を命ぜらる。閏六月高悠卒。七月久居藩主高敦入りて紹封す	二月致仕。高悠襲封。五月封国に老し高朗と改む。幕府大和の地数万石を旧に仍りて託す	四月東覬	四月西帰	四月東覬。杖を城中に用ふることを許さる		七月幕府大和の我が受託地五万石を復す 五月日光に詣り内遷の式に列る。六月西帰。幕府明年の東覬を免す。	二月日光廟修営助役を命ぜらる。五月日光に詣る。六月寝廟外遷の式に列る。大和の受託地若干を幕府に復す。十一月儀物を進奉し登極を賀す

五	四	三	二	天明	九	八	七	六	五	四	三	二
四月高朗病卒												

第八章 第八代高悠

高悠初名を高丘といへり。高豊の第四子な

り。母は正室瓊樹院

安藤対馬守
信友の養女

、寛延四年六月八

日江戸下谷の邸に生る。幼名を斧千代といひ、

後に与右衛門と改む。宝暦二年八月高豊の養

嗣高般の嫡子と為り、四年七月高般卒せしか

ば、翌五年三月高悠は世孫承祖として高豊の

相続人たるの許可を得たり。十一年二月高悠

松平出羽守宗行の女某と婚約す。明和三年八

月十六歳にして將軍家治に謁見し、十二月従

四位下に叙し大学頭と更名す。同六年二月九

日高豊致仕し、高悠紹封して和泉守と改め、
十二月侍従に任ぜらる。七年正月高悠、鍋島
直愈と与に仙洞御所營作助役を命ぜらる。

去る二十三日江戸立の御飛脚到着致候殿
様倍御機嫌能被成御座当廿二日御老中御
連名の御奉書を以て御用の儀御座候て廿
二日四ツ時御登城被成候様申来候二付則
御登城被遊候処仙洞御所御普請御手伝被
仰付候段御老中御列座にて被仰渡候御家
督始而御用被蒙仰難有御大慶思召候右之
趣侍共へも可申聞旨御意に候由申来候誠
に以て御代初御用被為蒙仰候段恐悦の御

事二候依之両殿様へ御歡としていつれも
麻上下着用明廿九日拙宅へ可被罷出候右
之趣番頭よりは組中其外触口へも可被達
候

正月廿八日 藤堂仁右衛門

高悠老職以下十三名をして上京して工事を督
せしめ、藩士に命じて其の間特に謹慎して敬
の念を持せしむ

此度被為蒙仰候御用重き御儀別而御大切
の御事二候の間御家中の面々末々に至る
迄右御用中万端相慎み火用心等猶以入念
可申付旨被仰出候

右之趣番頭よりも組中其他触口へも可被
示達候以上

二月二日

藤堂仁右衛門

今度仙洞御所御普請御手伝被為蒙仰候重
き御用筋に有之候へバ御家中の面々惣而
心持可有之事に候漁獵遊山等に被参候と
も別而猥なる義無之様可被相慎候他所へ
被罷越候儀は右御勤相済候迄延引可有之
候夫共無拋儀に候ハ、從其時々差図可致
事

右之趣各より夫々通達可有之事

二月二日

普請奉行

此くの如く工事中は藩士の旅行をも禁ぜしが、四月に至りて神宮参拝のみは特に之れを除外せり。然るに此年閏六月二日高悠江戸に在りて病みて卒す。享年僅に二十歳のみ。五日幕使牧野豊前守惟成賻銀三十枚を齎し来りて之を吊ふ。東叡山寒松院に葬り、到岸院円真高德権大僧都と諡す。訃報の京都に達するや、助役の藩士幕許を請うて一時皆藩に帰り、喪を了りて復た上京し冬に至りて成る。越えて翌年二月二日助工の藩士十三人、幕営に召されて時服白銀を賞賜せらる。津府の富商田中

次郎左衛門、工費一万両献金の功により、藩
は白銀二十枚、蔦紋上下一具を与へて之れを
旌賞せり

寛政四年提出 高悠系譜

八代目

藤堂和泉守高悠

幼名斧千代、与右衛門、大学頭

一 明和三丙戌年八月十五日十六歳二而始而御

目見仕候

一 同年十二月十九日被叙四品同日大学頭と更

名願之通被仰出候

一 同年己丑年二月九日父高豊病身罷在候付願

之通隱居家督無相違拝領仕候

一 同年三月朔日右御礼申上候節不相替蒙御懇

之上意如先格家来七人御目見被仰付候

上意之御書付

藤堂大学頭

先祖御奉公之筋目被思召之条弥存入可勤
旨上意候西国筋之儀是迄之通可相心得候

藤堂和泉守

病氣に付隠居相願候付而者願之通隠居被
仰付家督大学頭へ被仰付候大学頭義末年
若之事二候へ八家格御奉公筋之儀心を付
候様二と被仰出候

一同年三月五日和泉守と更名願之通被仰出候

一同年十二月十八日被任侍従候

一同年庚寅年正月廿三日登城仕仙洞御所御普

請御手伝被仰付候処御普請中同年閏六月死亡仕候二付京都二相詰罷在候人数伺之上同月引払申候同八辛卯年二月二日右御普請御用相勤候書上之家来十三人之者共於御城御時服白銀拝領仕候

一 同年閏六月二日二十歳二而於東武病死仕候
一 同年閏六月七日為上使以牧野備前守御香奠
白銀三十枚拝領仕候